

【桜井市】
端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数		3626			
② 整備上限台数 (予備機を含む)		4170			
③ 整備台数 (予備機除く)		3626			
④ ③の内 基金事業によるもの		3626			
⑤ 累積更新率		100%			
⑥ 予備機整備台数		544			
⑦ ⑥の内 基金事業によるもの		544			
⑧ 予備機整備率		15%			

(端末の整備・更新の考え方)

令和 2 年度に端末を整備していることから、5 年後にあたる令和 7 年度に端末の整備を進める。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数

4314 台

○処分方法

処分業者に委託

○端末のデータの消去方法

処分業者へ委託

○スケジュール (予定)

令和 7 年 12 月 処分事業者 選定

令和 7 年 12 月 新規購入端末の整備

令和 7 年 12 月以降 使用済端末の引き渡し

○その他特記事